

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
1	入札説明書	p4	第2	1	(9)	－	－	廃止予定施設の運営・維持管理業務の期間は建設業務開始までとありますが、解体工事の着手は最も早くていつから可能でしょうか。	設計業務に支障がないよう建設業務（解体撤去工事含む）の着手日をご提案してください。なお、市は、既存テニスコート、既存駐車場・駐輪場は令和3年度末、既存市民プールは令和3年度の夏まで供用されることを想定しています。
2	入札説明書	p4	第2	1	(10)	－	－	「市は事業期間の終了後の第二総合運動場の運営・維持管理業務について、必要に応じSPCと協議する」とありますが、随意契約があるという理解でよろしいでしょうか。	事業期間終了時において、必要に応じて協議する場合を想定しています。
3	入札説明書	p7	第2	2	(1)	①	－	国庫補助金・起債の対象額の現時点での想定についてご教示ください。	提案内容、設計内容及び対象となる国庫補助金等のメニュー等により、対象額が異なるため、現時点で具体的な対象額をお示しすることはできません。
4	入札説明書	p7	第2	2	(1)	①	－	国庫補助金・起債の対象となる分の金額が決定する時期をご教示ください。	対象となる国庫補助金等のメニューにより、金額が決定する時期が異なるため、現時点で金額が決定する具体的な時期をお示しすることはできません。
5	入札説明書	p7	第2	2	(1)	①	－	SPCの資金計画の変更に伴う変更契約書の締結時期をご教示ください。	対象となる国庫補助金等の内容が決定した後を想定していますが、対象となる国庫補助金等のメニューにより、金額が決定する時期が異なるため、現時点で変更契約書の具体的な締結時期をお示しすることはできません。
6	入札説明書	p7	第2	2	(1)	①	－	「本事業が国庫補助の対象となる場合は～（中略）～」とありますが、提案時は国庫補助を想定せずに提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	p7	第2	2	(1)	①	－	本事業が国庫補助の対象となる場合は、……変更契約書を締結するものとすると思いますが、変更契約に必要な経費は入札金額に含めず、市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	国庫補助の対象となる場合、変更契約を締結する場合の経費は入札金額に含めないでください。また、この場合の経費は印紙税等が想定されますが、変更契約にかかる費用は事業者負担としてください。
8	入札説明書	p7	第2	2	(1)	①	－	資金調達計画に大きな影響があるため、本事業が国庫補助金の対象となるのか、なるのであれば国庫補助金・起債の対象となる金額を明示して下さい。	No.3～7をご確認ください。
9	入札説明書	p7	第2	2	(2)	④	－	納付金に関して、利用料金収入や修繕費などにより、年度による変動が見込まれることから、納付金も年度によって変動させる提案は可能でしょうか。	提案された市への納付金等は固定額であるため、利用料金収入等が計画より下回っても減額することはできません。なお、利用料金収入等が計画より上回り、その利益の全部または一部を市に支払提案をしていただく場合は、納付金等とは別に提案してください。また、納付金等とは別に提案するその金額については、年度毎に変動する提案も可とします。
10	入札説明書	p9	第2	2	(3)	①	3)	施設引渡し後の「屋内プール」「屋外プール」「駐車場・駐輪場」の利用料金収入等（D1）に、提案事業の収入は含め、自主事業の収入は含めないとの認識でよろしいでしょうか。	提案事業及び自主事業の収入も利用料金収入等（D1）に含めてください。
11	入札説明書	p10	第2	2	(3)	③	2)	施設引渡し後の差額1（E1）、差額2（F2）及び市の利益（g1）を合計した額がプラスになった場合は、その額が納付金の額となるという理解でよろしいでしょうか。 その場合、「（様式5-3-4）施設引渡し後の運営計画」の記入にあたっては、事業取組の上で必要となるSPCの配当原資は、支出の項目として計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	p10	第2	2	(3)	③	3)	「納付金のほか、利益の全部または一部を市に支払う提案も期待します」とありますが、当該提案につきましては、提案提出書類のうちどの様式に記載すればよろしいでしょうか。	「様式8-2収支計画」に提案内容を記載してください。
13	入札説明書	p10	第2	2	(3)	③	3)	施設整備費（A1＋a1）及びSPC利息（B1＋b1）に、差額1（E1）と差額2（F2）及び市の利益（g1）の合計がマイナスの場合の指定管理料を合計した額が予定価格の範囲内であれば、指定管理料（F1）を合計した場合に予定価格を超過しても失格にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	予定価格を超えることによる応募者の失格条件は、落札者決定基準p3,第3「2 予定価格等の確認」をご確認してください。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
14	入札説明書	p11	第3	2	－	－	－	入札説明書等に対する質疑の受付が9月11日までですが、提案作業を進める中で確認すべき事項が発生する可能性がありますので、10月～11月に質問の機会を設けていただけないでしょうか。	質問の受付期間を延長する予定はありません。
15	入札説明書	p13	第3	3	(2)	ケ	－	参加資格要件のうち「業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。」についての確認方法をご教示ください。	「様式2-5誓約書」により確認します。
16	入札説明書	p14	第3	3	(3)	⑤	－	賑わい施設管理運営企業が、賑わい施設の建設をすべてテナント持ち込み工事とする（施設整備費には含めない＝SPCから貴市に請求はしない）ことは可能でしょうか。	SPCが賑わい施設の建設を行った後、市に所有権を移転した上で、市はその専有部分をSPCに貸し付けることを想定しているため、賑わい施設の建設をすべてテナント工事とすることは認められません。なお、要求水準書p65,(5)「ウ)費用の負担」に示すとおり、SPCはテナントに対し、内装工事、家具、厨房機器等の設置工事等をテナントの費用負担で行わせることは可能です。
17	入札説明書	p14	第3	3	(3)	⑤	－	賑わい施設管理運営企業が、賑わい施設の建設をすべてテナント持ち込み工事とすることが可能な場合、賑わい施設の設置について行政財産使用料（賃料）は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	No.16の回答をご確認ください。
18	入札説明書	p27	第5	3	－	－	－	代表企業の途中変更については、提案提出後の申し出、協議事項という理解でよろしいでしょうか。（様式集を見ますと、特段代表企業途中変更について表記する書式がないため）	参加表明書提出後の入札参加グループの代表企業の変更については、入札説明書p14,第3,3「(4)代表企業及び構成企業の変更」をご確認ください。また、特定事業契約締結後の代表企業の変更については、入札説明書p27,第5「3 SPCについて」をご確認ください。
19	入札説明書	p27	第5	3	－	－	－	資本割合の変更割合について特段のルールはございますでしょうか。（例えば従前の代表企業がその出資分の全てを後任の代表企業に譲渡しても良い等）	入札説明書p27,第5「(3)SPCについて」、基本協定書（案）第4条、特定事業契約書（案）第95条及び特定事業契約書（案）別紙11をご確認ください。
20	入札説明書	p27	第5	3	－	－	－	市の承諾が得られた場合、事業期間途中に一部出資者が出資比率を0％にすることは可能でしょうか。	入札説明書p27,第5「(3)SPCについて」、基本協定書（案）第4条、特定事業契約書（案）第95条及び特定事業契約書（案）別紙11をご確認ください。
21	入札説明書 （別紙-1）	p2	運営・維持 管理段階	修繕	－	－	－	「事業期間中に必要となる修繕費の負担」の負担者が事業者となっていますが、既存施設の修繕は、負担上限額を超えた費用に関しては市のリスクとなるとの理解で宜しいでしょうか。（要求水準書P71参照）	既存施設及び廃止予定施設の費用の負担の考え方は、要求水準書p70,第6,2,(4)「②既存施設（廃止予定施設含む）」をご確認ください。
22	要求水準書	p10	第2	3	(2)	－	－	要求水準書の敷地概要には敷地内通路から「社会福祉法人ゆたか福祉会つばさ学園」へのアクセスが可能とされていますが、今回計画でのアクセスも必須と考えるものでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	p12 p23 p33 p52	第2 第2 第2 第4	4 5 5 5	(3) (1) (2) (11)	－ 受変電設備 電機室 イ)	－ － － －	面積の有効活用やコスト削減のため油入変圧器とし、屋外キュービクルとしてもよろしいでしょうか。	受変電設備は、オイルレス化を考慮した機器を選定し、電気室等の室内に設置するよう計画してください。
24	要求水準書	p13	第2	5	－	－	－	既存施設のインフラ設備に関しては、今回新築工事に影響しないように、別途盛替としてよろしいでしょうか。	道路管理者等との協議を行ったうえで、別途盛替としていただいて構いません。なお、予定価格の範囲内で実施してください。
25	要求水準書	p16	第3	3	(1)	－	－	第2総合運動場を周回する市道について、付け替える提案をする場合、付替え工事の許認可及び工事の検査等の管轄（箕面市の所管部署）は、どちらで、どのような手続きになるか、ご教示下さい。	提案内容により協議対象部署や手続き等が異なるため、まちづくり推進条例等の協議窓口である「みどりまちづくり部審査指導室」の指導に従い、手続きを進めてください。

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
26	要求水準書	p16	第3	3	(2)	－	－	敷地が市道で分断されていますが、各種配管の横断は可能との認識でよろしいでしょうか。	敷地が市道等で分断される場合、片側の敷地からもう片側の敷地へ各種配管を横断することは、原則、認められません。前面道路の各種配管をそれぞれの敷地に引き込むよう計画してください。
27	要求水準書	p16	第3	3	(2)	－	－	敷地が市道で分断されていますが電力会社及び通信事業者の供給約款上既設引込からの分岐が可能との認識でよろしいでしょうか。	電力会社及び通信事業者との協議によります。
28	要求水準書	p17	第3	4	(3)	イ)	－	「ライフラインが途絶えた場合でも、一定の機能維持が図れること」とありますが、具体的な時間等の指定はございますか。また、今回計画施設は災害時の避難施設としてもお考えでしょうか。	前段について、具体的な時間等の指定はありませんが、災害時等の運営に支障がないよう提案してください。後段については、現時点では想定していません。
29	要求水準書	p22	第3	5	(1)	耐震性能	－	「構造体は、法令等や所定の評価機関による耐震性能確保するため、計画に応じた保有水平耐力に基づく計算を行うこと」とあります。建築基準法に準じた構造計算とし、耐震性能は建築基準法水準以上であり、重要度係数の考慮は不要と考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	p23,p24	第3	5	(1)	受変電設備	－	「保安用自家発電設備の設置は、SPC の提案によるものとする」とある一方で、「施設内の重要負荷への停電時送電用として設置し、官庁施設の総合耐震計画基準に準拠して…」の記載がありますが、いずれを正とすべきでしょうか。」	「法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設け…発電能力・稼働時間を決定すること。」は、保安用自家発電設備を設置する場合の要求水準です。
31	要求水準書	p25	第3	5	(1)	熱源設備、 厨房設備	－	項目の中に「熱源設備」および「厨房設備」の記載がありますが、当該設備は、それぞれ空調和設備および給排水衛生設備に含むのが一般的です。事業者側で適宜判断し、設計書および設計図書等を作成してよろしいでしょうか。	問題ありません。
32	要求水準書	p26	第3	5	(1)	空調設備	－	「各諸室内においても、…温湿度管理ができるようにすること」とありますが、各室における温湿度管理とは、リモコン等による設定という理解でよろしいでしょうか。また、室によっては、温度管理のみという理解でよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段については、湿度管理が不要と考えられる室は、温度管理のみで問題ありません。
33	要求水準書	p26	第3	5	(1)	空調設備	－	「インバーター制御による…空調設備として十分に対処すること」とありますが、電気設備で対処すれば、空調設備として対処は不要と考えてよろしいでしょうか。	問題ありません。
34	要求水準書	p26	第3	5	(1)	換気設備	－	「…感染症対策として効果的な機器を提案すること」とありますが、新型コロナウイルスに対して、国等から定量的な基準が未だ示されていませんが、事業者で適宜想定すればよいという理解でよろしいでしょうか。また、事業者で想定した以上の基準が、国等から示された場合、変更に係る費用は市で負担いただけるのでしょうか。	前段は、ご理解の通りです。後段について、現時点では国等から示される基準内容や経過措置等の想定が出来ないため、基準内容や経過措置の取扱等が国等から示された段階で協議し、決定します。
35	要求水準書	p27	第3	5	(1)	給水設備	－	「給水負荷変電」は「給水負荷変動」と読み替えてよろしいでしょうか。	「給水負荷変動」の誤りであるため、要求水準書を修正します。
36	要求水準書	p28	第3	5	(1)	排水設備	－	「汚水および雑排水は分流により下水道に排出」とありますが、屋外配管については、合流としてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
37	要求水準書	p29	第3	5	(2)	留意事項	－	「排水口の吸込防止のため二重構造等の安全対策」とありますが、二重構造とはどういう構造を指すのでしょうか。	二重構造の例は、「プールの安全標準指針（平成19年3月文部科学省及び国土交通省）」をご確認ください。なお、二重構造は、あくまで排水口の吸込防止対策の一つの例示であるため、「排水口の吸込防止のための安全対策」をご提案ください。

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
38	要求水準書	p29	第3	5	(2)	共通事項	－	「水温、室温は…適切な温度に調整可能なものとする」とありますが、具体的な温度をお示しく ださい。また、夏季に水温の上限は定めないと考えてよろしいでしょうか。	屋内プールの設置目的が達成できるよう、具体的な温度及び水温の上限をご提案ください。
39	要求水準書	p29	第3	5	(2)	構造	－	「建物の構造形式は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造を基本とすること。」とあります。他の構造形 式も可能と考えてよろしいでしょうか。	建物の構造形式について、原則は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でご提案ください。木質構造その 他特殊な構造形式を提案することも可としますが、その場合は、構造形式に応じた適切な検討方法に より耐震安全性を確保するとともに、その構造形式をご提案された具体的な理由を付してご提案くだ さい。
40	要求水準書	p46	第4	2	－	－	－	解体工事前の事前調査費は今回の施設整備費に含みますか。（増減の可能性あり）	含みます。
41	要求水準書	p47	第4	3	(3)	－	－	アスベスト処理の過去の調査記録および除去記録をご提示ください。	アスベスト処理の過去の調査記録および除去記録を公表する予定はありませんが、市の調査によると 既存施設及び廃止予定施設にアスベストは含まれておりません。なお、新たにアスベストが存在する ことが判明した場合の取扱いについては、要求水準書p47,第4,3「(3)アスベスト処理」をご確認くだ さい。
42	要求水準書	p47	第 4	3	(3)	－	－	追加費用についてはアスベスト確認用の調査費も含まれると解釈しますがよろしいですか。	アスベストが存在することが判明した場合の、アスベスト確認用の調査費については、要求水準書 p47,第4,3「(3)アスベスト処理」に示すとおり、協議によるものとします。
43	要求水準書	p47	第4	3	(4)	－	－	PCB処理の過去の調査記録および除去記録をご提示ください。	PCB処理の過去の調査記録および除去記録を公表する予定はありません。市の調査によると既存施設 及び廃止予定施設にPCBは含まれておりませんが、PCB処理の取扱いについては、要求水準書p47,第 4,3「(4)PCB処理」をご確認ください。
44	要求水準書	p47	第 4	3	(4)	－	－	PCB廃棄物は法的に「建設工事に伴って排出される廃棄物」にはあたらず所有者責任での処分となり ますので、貴市での処分をお願いできませんでしょうか。	要求水準書p47,第4,3「(4)PCB処理」に記載の通りとします。
45	要求水準書	p54	第 4	5	(14)	エ)	－	周辺環境への悪影響について、ＳＰＣが善管注意義務を果たしてもなお防げない事象によるものにつ いては、その負担につき貴市と協議させていただきませんか。	生じた事象の内容を精査した上で、必要に応じて協議することとします。
46	要求水準書	p54	第 4	5	(14)	オ)	－	水枯れ等の発生について、ＳＰＣが善管注意義務を果たしてもなお防げない事象によるものについて は、その負担につき貴市と協議させていただきませんか。	生じた事象の内容を精査した上で、必要に応じて協議することとします。
47	要求水準書	p55	第 4	5	(14)	サ)	－	「完成予想図を掲示する」とありますが、完成予想図の大きさ等に指定はありますか。	工事現場に掲載する完成予想図に具体的な大きさの指定はありませんが、工事現場のイメージアップ が図れる大きさとしてください。
48	要求水準書	p55	第4	5	(14)	ス)	－	駐車場及び駐輪場の敷地内確保に関して、多目的グラウンドの一部を使用することは可能でしやう か。	建設業務期間中の駐車場・駐輪場の確保のため、多目的グラウンドの一部を使用することは、原則、 認められません。
49	要求水準書	p57	第5	1	(2)	－	－	統括責任者を「委員会」に届けることとありますが、事業契約案第41条には「市」に届けることとあ ります。この場合、「市」への届け出をもって「委員会」への届け出ともみなされますでしょうか。 それとも、「市」と「委員会」のいずれにも届け出る必要がありますでしょうか。	特定事業契約書は市とSPCとの間で締結されるため、特定事業契約書（案）では届出先を市としてお りますが、実務上は、委員会へのみの届出で問題ありません。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
50	要求水準書	p62	第5	2	(5)	エ)	ー	ネーミングライツは全額事業者の収入として問題ないでしょうか。また、ネーミングライツは自主事業にあたるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書	p62	第5	2	(5)	エ)	ー	ネーミングライツの収入はSPCの収入としてよろしでしょうか。	No.50の回答をご確認ください。
52	要求水準書	p62	第5	2	(5)	エ)	ー	ネーミングライツの提案は、落札者決定基準等においてどのようなかたちで評価されますか。	落札者決定基準の「その他の事項 提案事業・自主事業」でネーミングライツ導入の考え方を評価したうえで、収支計画・入札価格も含めて評価します。
53	要求水準書	p62	第5	2	(5)	エ)	ー	ネーミングライツの対象施設や金額については、事業者の提案によるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書	p62	第5	2	(5)	エ)	ー	ネーミングライツの導入に際して行う箕面市教育委員会への相談や許可は、どの時点で行えば宜しいでしょうか。	施設整備業務等に支障がないよう、相談をしてください。なお、ネーミングライツの導入に際しての許可は委員会が行います。
55	要求水準書	p62	第5	2	(5)	エ)	ー	ネーミングライツの提案後、委員会の許可がおりなかった場合、ネーミングライツ相当額分、納付金の額を減額しても宜しいでしょうか。	ネーミングライツの導入を許可しなかった場合は、原則、ご理解のとおりです。
56	要求水準書	p63	第5	3	(5)	ア)	ー	「テニスコート、体育館、多目的グラウンド、廃止予定施設の利用者の料金体系については、現行料金体系と同様とすること。」とありますが、新設施設として整備するテニスコートの料金体系に関しては、既存テニスコートの料金体系と同様ではなく、事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	新設施設としてのテニスコート、既存施設としての体育館、多目的グラウンド及び廃止予定施設の利用者に対しての駐車場・駐輪場の料金体系は、現行料金体系と同様としてください。
57	要求水準書	p66	第5	5	(4)	ー	ー	施設整備期間の中で駐車場・駐輪場の解体・整備期間中、安全管理を徹底しますが、工事都合上の理由で安全を確保するために、既存施設の運営を一時的に休館すること等は問題ないでしょうか。	施設整備期間中においても、廃止予定施設及び既存施設の運営は、原則、行ってください。
58	要求水準書	p67	第5	6,7	ー	ー	ー	提案事業運営業務、自主事業運営業務において、施設または敷地を利用する場合、利用料は不要との認識でよろしいでしょうか。	提案事業については指定管理業務となるため、行政財産使用料は不要です。要求水準書p68,第5「7 自主事業運営業務」に示すとおり、自主事業については「基本方針に基づく利用増進・利用者利便性向上に資する事業」であれば、行政財産使用料は不要です。
59	要求水準書	p71	第6	2	(4)	②	ー	既存施設について、「必要な設備の修繕は、・・・SPC が自らの費用で行うこと。」とありますが、このSPCの費用負担は、後述の「修繕及び備品類の更新に関する費用は、年額200 万円（税込）を限度として・・・」が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書p71,第6,2,(4)「②既存施設（廃止予定施設）」に示すとおり、既存施設の、施設、設備及び備品の修繕は、年額200万円（税込）を限度として、SPCが自らの費用で行ってください。
60	要求水準書	p71	第6	2	(4)	②	ー	「年額200 万円（税込）と実際にSPC 負担した金額との差額を、翌年度の負担上限額に繰り越すものとする」とありますが、翌年度は200万円（税込）に繰越額が上乗せされた額と実際にSPCが負担した金額の差額が翌々年度の負担上限額に繰り越されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書	p71	第6	2	(4)	②	ー	既存施設の「修繕及び備品類の更新に関する費用は～（中略）～翌年度の負担上限額に繰り越すものとする」とありますが、負担上限額を超えた費用に関しては市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書	p81	第7	3	ー	ー	ー	「運営管理業務及び維持管理業務に係る収支予算書」は、SPCにおける収支予算書であり、運営管理企業等業務担当各社の収支予算書ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
63	要求水準書	p82	第7	4	－	－	－	「運営管理業務及び維持管理業務に係る経費の収支状況」は、SPCにおける収支状況であり、運営管理企業等業務担当各社の収支状況ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書 添付資料①	－	－	－	－	－	－	ご提示いただいております現況図の赤線で囲まれた部分は周囲の市道部分が含まれておりますが、p.10要求水準書の図表では周囲の市道は含まれておりません。添付資料①の現況図凡例にある①の地積には周囲の市道は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。求積図など①から④の部分の面積算出部分を示す資料をご提示いただけますでしょうか。	添付資料①の現況図凡例にある①の地積には周囲の市道の地積も含まれております。なお、添付資料①の現況図凡例にある①～③の求積図はありませんが、④については、配布資料a,bをご確認してください。
65	要求水準書 添付資料①	－	－	－	－	－	－	赤線で囲まれた範囲から市道部分を除外したものが今回計画の敷地と考えてよろしいでしょうか。市道で分断された敷地は別敷地の扱いでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段について、建築基準法上は別敷地扱いとなりますが、附置義務駐車場等の条例協議上の取扱いを一体敷地として考えることは可能と考えております。
66	要求水準書 添付資料⑧	－	－	－	－	－	－	電気関連（電力・電話・通信等）のインフラ資料は今後公表いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	市から公表することは出来ませんので、必要に応じて、各事業者に確認をしてください。
67	要求水準書 添付資料⑧	－	－	－	－	－	－	市民体育館南側の保育園について、給水・排水・ガス配管ルートが計画地内を経由していると想定されます。現在の供給状況（ルート・口径）をご提示いただけますでしょうか。	市民体育館南側の保育園の敷地内の供給状況を示す図面及びガス配管の供給状況を市から公表することは出来ませんので、ガス配管については、必要に応じて、事業者を確認をしてください。なお、給水は西側市道より引き込んでいます。雨水は、敷地内排水は、西側既設外渠枳に接続しています。汚水は、東側既設マンホールに接続しています。
68	要求水準書 添付資料⑧	－	－	－	－	－	－	都市ガスのインフラ資料および、上水・下水について、西ノ池と国道171号線接道部分の詳細図をご提示いただけますでしょうか。	都市ガスのインフラ資料を市から公表することは出来ませんので、必要に応じて、事業者を確認をしてください。なお、上水・下水については、西ノ池と国道171号線接道部分の詳細図はありませんので、添付資料⑧をご確認ください。
69	要求水準書 配布資料c	p1	市所有地 （池、農地等）造成図 （平面図）	－	－	－	－	公図№47-16下の88.65の数字あたりについて、赤の破線（造成区域）と市道敷の間は、事業地という認識で宜しいでしょうか？ 水路敷と市道敷の取り合いについて、ご教示下さい。	池、農地等の事業敷地範囲の詳細は配布資料a,bをご確認ください。
70	基本協定書 （案）	p1	第3条	第1項	－	－	－	「株主間協定は、本件事業契約が事業者の責めに帰すべき事由により解除されたときにPFI 事業予定者が甲に支払うべき違約金の負担は当該解除の原因について責任のある出資企業とすることを定めるものでなければならない」とありますが、当該違約金をSPCや他の出資企業が支払うことはできない、支払う義務はないとの理解でよろしいでしょうか。	違約金は市と特定事業契約を締結するSPCに支払義務があります。当該条項は、SPCが支払う違約金について、当該解除の原因について責任のある出資企業が負担することを定めるよう規定するものです。
71	基本協定書 （案）	p1	第3条	第2項	－	－	－	PFI事業予定者の設立期限が「令和3年2月●日までに」とされておりますが、事業契約締結までに設立できれば、3月でもよろしいでしょうか。	市及びSPCが押印した特定事業契約書の写しを箕面市議会の議案書に添付する必要がある、その議案書の提出が令和3年2月中旬の予定であるため、基本協定書（案）第3条,第2項の通りとします。
72	基本協定書 （案）	p3	第4条	第2項	－	－	－	「事業契約締結時」とは、事業契約の効力発生に係る停止条件が成就した時との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
73	基本協定書 （案）	p3	第5条	第2項	－	－	－	「本件事業契約が締結された後」とは、事業契約の効力発生に係る停止条件が成就した後との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	基本協定書 （案）	p3	第5条	第2項	－	－	－	それぞれの業務につき、それぞれの期限までに業務委託契約又は請負契約を締結することになっておりますが、業務委託契約等に代わる覚書を期限までに取り交し、その後、詳細な内容を規定した業務委託契約を締結することは可能でしょうか。	基本協定書（案）第5条,第2項の通りとします。

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
75	基本協定書（案）	p3	第6条	第4項	－	－	－	「民間事業者を選定する費用及び本事業の遅延により甲に生じる損害として甲が合理的に定める金額」とありますが、違約金の予定額は示していただけないでしょうか。	現時点で、違約金額の予定額を具体的にお示しすることは出来ません。
76	基本協定書（案）	p4	第7条	第2項	－	－	－	「前項の各号のいずれかに該当するとき」とは、本事業の入札に関して、前項の各号のいずれかに該当するときとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
77	基本協定書（案）	p4	第7条	第2項	－	－	－	「PFI 事業予定者の再公募に要する費用及び PFI事業の遅延により甲に生じる損害として甲が合理的に定める金額」とありますが、違約金の予定額は示していただけないでしょうか。	現時点で、違約金額の予定額を具体的にお示しすることは出来ません。
78	特定事業契約書（案）	p3	第1章	第1条	第1項	(12)	－	「構成企業のうち[●]を代表企業という」とありますが、入札説明書第5 3 に従い代表企業を変更した場合、本条文の [●] 部分の変更契約がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	特定事業契約書（案）	p9	第2章	第10条	第3項	－	－	本条項に規定の変更通知とは、基本設計の内容が入札関係書類に反していることまたは要求水準等を満たしていないことを理由とした変更要請であり、入札関係書類の変更を伴わない変更通知との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
80	特定事業契約書（案）	p9	第2章	第10条	第4項	－	－	本条項に規定の変更通知とは、実施設計の内容が入札関係書類・基本設計図書に反していることまたは要求水準等を満たしていないことを理由とした変更要請であり、入札関係書類の変更を伴わない変更通知との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
81	特定事業契約書（案）	p10	第2章	第10条	第13項	－	－	「入札に際して市が定めた単価」の詳細についてご教示ください。	要求水準書p45,第4,1「(2)設計書の作成」に基づき、積算された金額が「入札に際して市が定めた単価」となります。
82	特定事業契約書（案）	p10	第2章	第11条	第3項	－	－	本条の基づく設計条件の変更により維持管理業務または運営業務の費用が増加する場合、当該増加費用も貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	設計条件の変更について、本条第2項に基づき、維持管理業務及び運営業務の費用増加も含めて協議し、増加費用の発生が合理的であると市が認めない限り、市は負担しません。
83	特定事業契約書（案）	p10	第2章	第11条	第5項	－	－	「本条の規定は第7条の規定に優先して適用する」とは、第7条に規定の要求水準変更手続きを行わずに、設計変更を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
84	特定事業契約書（案）	p15	第3章	第21条	－	－	－	本条に規定の「別紙3に記載する保険契約」は別紙3に記載する保険のうち「(1) 新設施設の建設工事に関する保険」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
85	特定事業契約書（案）	p17	第3章	第26条	－	－	－	中間検査の実施時期については、必ずしも年度末ではなく、工程の節目等、検査が効果的に実施できる時期とすることは可能でしょうか。	中間検査は年度末に実施してください。
86	特定事業契約書（案）	p20	第3章	第36条	第2項	－	－	契約不適合に係る請求ができる期間が、施設引渡しから5年以内となっておりますが、通常の公共工事同様、2年以内と修正いただけないでしょうか。	特定事業契約書（案）第36条,第2項を変更する予定はありません。
87	特定事業契約書（案）	p20	第3章	第36条	第4項	－	－	請負人等による契約不適合に係る保証書の差し入れは、工事着手前で保証の対象もない実施設計完了時ではなく、保証対象の施設が完成した後の施設引渡し時とすべきと考えます。	保証書の差し入れ時期を修正します。

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
88	特定事業契約書（案）	p28	第4章	第59条	－	－	－	運営業務の中に「キ SPC運営業務」が含まれていますが、要求水準上の整理をみますと、SPC運営業務（SPC運営管理業務）は、運営業務とは別の業務ではないでしょうか。	要求水準書に示す、SPC運営管理業務は、p80,第7,「1 SPC運営管理業務」に示しておりますが、本条項に示す「キ SPC運営業務」と同様です。
89	特定事業契約書（案）	p28	第4章	第61条	－	－	－	「市納付金として、年額金[●]円」とありますとおり、納付金額が毎年同額を想定した規定ですが、年によって納付金額が異なる提案は可能でしょうか。	No.9の回答をご確認ください。
90	特定事業契約書（案）	p35	第6章	第76条	第1項	(11)	－	別紙10とありますが、別紙8改善要求措置のことではないでしょうか。	別紙8の誤りであるため、特定事業契約書（案）を修正します。
91	特定事業契約書（案）	p35	第6章	第76条	第1項	(11)	－	「別紙10で市が本指定を取り消し」とありますが、別紙10に本指定の取り消しに関する規定が見当たりません。該当別紙・条文をご教示ください。	No.90の回答をご確認ください。
92	特定事業契約書（案）	p36	第6章	第76条	第3項	－	－	本条に規定の「維持管理費及び運営費」とは、提案した維持管理費相当額及び運営費相当額ではなく、実際に前年度に支出した維持管理費用及び運営費用との理解でよろしいでしょうか。	第76条第3項に記載のとおりです。
93	特定事業契約書（案）	p36	第6章	第76条	第3項	－	－	新設施設引き渡し前は、②前年度における事業者の既存施設及び廃止予定施設の維持管理費及び運営費の（中略）100分の20に相当する額の違約金に関して、最近の他事例では年間の維持管理運営費の100分の10が多いことから、前年度の利用料金相当額の100分の10としていただけないでしょうか。	特定事業契約書（案）第76条,第3項を変更する予定はありません。
94	特定事業契約書（案）	p39	第6章	第81条	第1項	(9)	－	別紙10とありますが、別紙8改善要求措置のことではないでしょうか。	別紙8の誤りであるため、特定事業契約書（案）を修正します。
95	特定事業契約書（案）	p39	第6章	第81条	第1項	(9)	－	「別紙10で市が本指定を取り消し」とありますが、別紙10に本指定の取り消しに関する規定が見当たりません。該当別紙・条文をご教示ください。	No.94の回答をご確認ください。
96	特定事業契約書（案）	p39	第6章	第81条	第1項	(11)	－	「第76条第1項第7号」は、「第76条第1項第14号」の誤記でしょうか。	「第76条第1項第14号」の誤りであるため、特定事業契約書（案）を修正します。
97	特定事業契約書（案）	p39	第6章	第81条	第6項	－	－	本条に規定の「前年度における事業者の既存施設及び新設施設の維持管理費及び運営費」とは、提案した維持管理費相当額及び運営費相当額ではなく、実際に前年度に支出した維持管理費用及び運営費用との理解でよろしいでしょうか。	第81条第6項に記載のとおりです。
98	特定事業契約書（案）	p39	第6章	第81条	第6項	－	－	「前年度における事業者の既存施設及び廃止予定施設の維持管理費及び運営費の～（中略）～100分の20に相当する額の違約金～」とありますが、最近の他事例では年間の維持管理運営費の100分の10が多いことから、前年度の利用料金相当額の100分の10としていただけないでしょうか。	特定事業契約書（案）第81条,第6項を変更する予定はありません。
99	特定事業契約書（案）	p39	第6章	第81条	第6項	－	－	「提案に係る維持管理費及び運営費」とは、様式5-3等で示す維持管理費や運営費のことを指す理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
100	特定事業契約書（案）	p40	第6章	第81条	第7項	－	－	事業契約の一部解除の場合でも、全部解除の場合と同額の違約金というのは事業契約の大きな支障となりますので、一部解除の場合は、解除対象となった業務費の100分の20としていただけないでしょうか。	一部解除の場合の違約金は、当該終了にかかる業務に相当する部分に限るとしております。
101	特定事業契約書（案）	p51	別紙3	－	－	－	－	保険については、事業者が要否を検討の上、提案するという理解でよろしいでしょうか。	原則、別紙3に記載する保険契約を損害保険会社との間で締結してください。なお、別紙3に記載する保険内容を上回る内容の保険をご提案することも可とします。
102	特定事業契約書（案）	p54	別紙7	1	－	－	－	施設整備期間中のサービス対価は年度毎に支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
103	特定事業契約書（案）	p55	別紙7	2	(3)	－	－	「施設整備費等及びサービス対価」に関して、第1回目の支払日は3月に支払われ、翌年度以降は5月に支払われるという理解でよろしいでしょうか。	施設整備費等については、第1回目の支払い日は令和7年3月とし、以降は年度末に市が請求書を受領した日から60日以内に支払います。サービス対価については、毎年度終了後の収支実績と併せて提出される請求書を市が受領した日から60日以内に支払います。
104	特定事業契約書（案）	p56	別紙7	3	(3)	－	－	サービス対価の支払頻度（毎月、毎四半期など）をご教示ください。	No.102の回答をご確認ください。
105	特定事業契約書（案）	p69	別紙13	第6条	第1項	－	－	保証金の計算方法等をご教示ください。	市への賃借料の月額の3か月分を想定しています。
106	落札者決定基準	p6	第2	6	－	－	－	各業務の配置予定者の加点要因としてレジャープールの施工等実績がございますが、レジャープールの定義は、官民発注の別を問わず、屋内あるいは屋外における競技用途以外のプールを指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	様式集	p9	様式1-5	－	－	－	－	対話はコンソーシアムのグループとしての参加が可能でしょうか。個別企業として参加するよりもお互いの理解が深まると考えます。	可能です。
108	様式集	p9	様式1-5	－	－	－	－	対話をコンソーシアムのグループとして参加可能な場合、その人数は少なくとも10名程度としていただけませんか。	10名程度の参加も可とします。
109	様式集	p24	様式5-2	－	－	－	－	入札価格内訳3項目の内、「施設整備期間中の指定管理料」は、予定価格とは別に貴市から支払われると理解していますが、「施設整備期間中の指定管理料」が発生する場合、入札価格内訳3項目を足し算すると、最大で「施設整備期間中の指定管理料」の金額の分だけ予定価格を超過する場合がありますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は、落札者決定基準p3,第3「2 予定価格等の確認」をご確認ください。
110	様式集	p24	様式5-2	－	－	－	－	入札価格内訳3項目の内、「施設引渡後における市への納付金等または指定管理料」の金額については、市への納付金等が発生する場合、指定管理料が発生する場合のいずれを選択した場合でもプラスマイナス表記はせず自然数表記でよろしいでしょうか。なお、3項目すべて自然数という理解をしていますが、それでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
111	様式集	p25	様式5-3-4	－	－	－	－	単年度に入力する数字は、総費用や収入を事業期間で割った金額を入力するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
112	様式集	p29～ p33	様式7-1 ～ 様式7-5	－	－	－	－	事業期間中に代表企業をグループ内の構成員と交代する場合、様式7-1～7-5については、交代する構成員（将来の代表企業）の書類も提出が必要でしょうか。また、評価にあたっては提案時の企業での評価される理解でよろしいでしょうか。	様式7-1～7-5については、提案時の代表企業について審査を行いますので、将来代表企業の予定となる構成企業の書類の提出は不要です。
113	様式集	p44	様式8-1	－	－	－	－	事業費の調達について、「消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること」とありますが、初期投資費の消費税は割賦払第1回目に一括してお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。消費税が割賦で支払われる場合、消費税を含む初期投資費を調達する必要があります。	「施設整備費の元本」「SPC利息」「消費税及び地方消費税」の合計額を15年間で均等割した金額を、事業期間中の各年度で支払います。様式8-1を修正します。
114	様式集	p65	様式10	－	－	－	－	面接審査に使用することを想定していると記載されておりますが、面接審査においては、提案書に記載のある内容であれば、様式10以外の資料の使用は可能でしょうか。	様式10以外の資料の使用も可能です。なお、様式10以外の資料を面接審査時に使用される場合は、様式10にその資料を加えたうえで提案書を提出してください。提案時に提出されていない資料を面接審査に使用することは認められません。
115	様式集	－	－	－	－	－	－	割賦支払表が様式集にはありませんが、特定事業契約書案別紙7 P56の割賦支払表に準じた表を作成し、提案書の添付書類として提出すればよろしいでしょうか。	提案内容を踏まえ、特定事業契約の締結時に、特定事業契約書別紙7の「施設整備費等割賦支払表」に施設整備費等の割賦金額を記載しますので、提案書に割賦支払表を添付する必要はありません。
116	その他	－	－	－	－	－	－	要求水準書に開館セレモニーについての記載がありませんが、市にて実施するとの理解で宜しいでしょうか。	開催する場合は協議することとします。